

移住・就業支援金 申請書類確認表（転入日が令和7年4月1日以降の場合）

	要件	必要書類
移住元	●(1)、(2)のいずれかに該当すること（(1)、(2)の期間を合算することも可能）	－
	(1) 東京23区に在住（①、②両方を満たすこと） ①住民票を異動する直前の10年間で、通算5年以上、東京23区内に在住していた ②住民票を異動する直前の1年間は、東京23区に在住していた	・住民票の除票又は戸籍の附票 ※2人以上世帯の場合は、世帯員分含む（転入元のみ）
	(2) 東京23区に通勤（①～③全てを満たすこと） ①住民票を異動する直前の10年間で、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内に通勤していた ※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した人については、通学期間も対象期間とすることができる。 ②住民票を異動する直前の1年間は、東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内に通勤していた ※住民票を移す3か月前までを、1年を起算する基準日とすることができる。 ③雇用保険の被保険者であった（公務員除く）	・上記(1)の書類 ・就業証明書、開業届済証明書、納税証明書、委託契約書等（23区内で勤務していたことがわかる書類） ※法定の退職証明書及び離職票でも可能 ・在学期間の分かる卒業証明書や成績証明書等 ・雇用保険被保険者を確認できる書類
移住先	●(1)～(3)全てに該当することが条件	－
	(1) 申請時において転入してから1年以内であること	－
	(2) 申請日から5年以上継続して上越市内に居住の意思があること	－
	(3) 就業・起業要件（①～③のいずれかに該当すること）	－
	① 就業の場合（ア～ウのいずれかに該当し、1年以上在職すること）	－
	ア 「新潟企業情報ナビ」の掲載企業で移住就業支援金を対象としている企業に就業し、次のいずれにも該当すること ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること ・就業先の法人の代表者等、経営を担う者との関係について、3親等以内の親族でないこと ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（ただし、転入日が令和5年9月28日以前の場合は、申請時において就業から連続して3か月以上在職していること） ・求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が移住就業支援金の対象として掲載された日以降であること ・申請時に勤務している法人等に移住・就業支援金申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	・就業証明書（第2号様式）
	イ 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業し、次のいずれにも該当すること ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（ただし、転入日が令和5年9月28日以前の場合は、申請時において就業から連続して3か月以上在職していること） ・申請時に勤務している法人等に移住・就業支援金申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと	・就業証明書（第2号様式）
	ウ 上越市に移住後も引き続き業務をテレワークで実施し、次のいずれにも該当すること ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、上越市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと ・上越市でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと	・就業証明書（第2号様式の2）（テレワーク用、会社勤務の方向け） ・就業証明書（第2号様式の3）（テレワーク用、個人事業主、フリーランスの方向け）
	② 起業の場合 新潟県企業支援事業に係る支援金（地域課題解決枠）の交付決定を受けている。	・交付決定通知書（写し）
	③ 関係人口の場合 ※調整中のため、担当（産業政策課労働係：025-520-5730）までご相談ください。	－